

第6回「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」
(南大谷、東玉川学園三・四丁目地区) 書面開催要旨

【開催概要】

日 時 : 2022年8月31日(水)※

開 催 : 書面での開催

出席会員数 : 14人

※開催日時は「確認・提案シート」の提出期限です。

【開催内容】

- ・資料22 報告書(案)の内容確認
- ・資料22 報告書(案)の内容に対する質問・意見の提起

【配布資料】

資料22 : 町田市町区域の新設に関する市民懇談会(南大谷及び東玉川学園
三・四丁目地区) 報告書(案)

資料23 : 確認・回答シート

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員①	<p>6月16日に開催された第5回市民懇談会の会議要録『会議の内容』について、以下のとおり訂正および追加を希望します。</p> <p>【訂正箇所】 2頁 上から2行目～3行目を以下のとおり訂正 G区域の編入案について、第4回の本市民懇談会において玉川学園八丁目へ編入とする賛成意見が多数あったところであるが、事務局から過去の経緯等から南大谷として住所整理を行うことを改めて説明。 <理由> G区域については、南大谷として住所整理することを事務局から『なぜ説明したか』ということを確認化するため。</p> <p>【追加事項】 D、F、G区域の小学校通学区域（学区）について、私が行った質問及び事務局の回答をその他の質疑応答として追加。 <理由> 当日の主要議事以外のその他事項であるが、当該住民とりわけ子ども（児童）にとっては重要な事項であり、市民懇談会において確認されたことを会議要録に記載すべきと考えるため。</p>	<p>いただいたご意見に基づき、第5回市民懇談会の会議要録について一部修正・追記を行います。</p>
会員②	<p>本町田住宅ロ-10、11、12号棟の住所表示について 上記のロ-10、11、12号棟住所は新しくなる「南大谷三丁目-〇-〇」にはせず、現在の住所で本町田地区の新たな住所表示時に「〇〇〇 〇丁目-〇-〇」になるとの認識で間違いはないでしょうか？ 50人以上連署等は必要あるのでしょうか？</p>	<p>本町田住宅ロ-10、11、12号棟については、お見込みのとおり今回住所整理を行わず本町田地区の住所整理時に本町田へ編入する予定です。 50人以上の連署が必要になるのは、市が公示した案に異議があり、変更の請求をする場合ですので、本件については連署は必要ありません。</p>
	<p>一丁目と二丁目の境界について 小田急線で境界とするのではなく、一部が小田急線と違う境界になっているようですが理由は何なのでしょう？ 資料9では「小田急線をまたいで同じ「丁目」は無い」としていますが？</p>	<p>当該区域は小田急電鉄が所有する線路を含めた一つの敷地となっており、線路を支える法面（斜面）となっています。事務処理基準では東西線の北側側線を境界とすることから、図のように境界を設定しています。</p>
会員③	<p>報告書に別図2のとおりとあります。これは「03-2_住居表示実施予定区域全体図.pdf」でよろしいのでしょうか？</p>	<p>別図2は「03-3_町区域及び町名図.pdf」を指しています。</p>

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員③	<p>03-2の中にG地区の説明に『G(黄色で網かけした部分)の区域について、一名の会員から「玉川学園八丁目へ編入すべき」という意見と、複数の会員から「現状のまま南大谷とすべき」という意見があった。』とありますが、いただいた資料11の検討時に懇談会ではほぼ全員一致で変更を了承したと記憶しています。2回目の会合ですがこの時点での我々に示された調査資料に不備があって、町名変更が元に戻されたのでしょうか？5回目の会合時の市の課長発言内容がとても気になります。</p>	<p>第4回市民懇談会では、㊸の区域を玉川学園八丁目に編入することについて、賛成意見がありました。しかし会議の内容を受け、編入の可否を事務局にて改めて検証した結果、㊸の区域については南大谷として住所整理を行うことが適切であることが判明したため、第5回市民懇談会にてご説明させていただいたものです。</p>
会員④	<p>住居表示実施の妨げとなる場合以外に変更しない(第5回の2ページ9行目) →現状は郵便配達、ゴミの収集、宅配業者、ガス、水道等のインフラ事業で不都合を生じているから変更要望しているもの。</p>	<p>ご指摘頂いた内容は、玉川学園への編入で解決すべき事柄ではありません。地番表記が原因となる郵便配達や宅配業者の遅配等については、住所整理を実施することで改善が見込まれます。また、ガス、水道等のインフラは町界と関係ない独自の供給エリアで供給しています。</p>
	<p>事務局で検証したところ、現在の境界が適切(第5回の2ページ14行目) →事務局がどこの何を、どう検証したのか？(全く不明) こういう書き方が不正確なのであり、読む人の判断を誤らせる。</p>	<p>検証内容は第5回市民懇談会会議要録2ページ目の【事務局説明】に記載のとおりです。</p>
	<p>都市計画道路予定地であり、開通時期が不明だから、境界には不適切(第5回の2ページ下から6行目) →まさしくこじつけそのものである。境界として適切なのは、川・線路・道路等であるが、その主旨は、反対側に行けないか渡りづらい。つまり、生活行動が分断されているからである。予定地であっても、現に巾広い空地に柵がされて花壇として利用されている。境界としてふさわしいのは現場を見れば一目瞭然である。</p>	<p>生活行動の分断等に関わらず、町界に用いる道路等は「住居表示事務処理基準」により定められており、現状として適切な町界となっています。</p>
<p>(会員E) 発言について あの柵は玉川学園八丁目内にある危険防止柵であり、南大谷との境界ではない。発言者の勘違いであり、それを理由としての反対意見は妥当性を欠く為、カウントすべきではない。</p>	<p>会議要録は会議の場で会員から出た意見等を記録するものです。</p>	

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【報告書の内容に関する質問・意見・事務局回答等】

会員	質問及び意見	事務局回答
会員④	<p>(会員F)の発言について これは事務局意見を入れたものである。この時に事務局は利便性の問題で、ゴミの収集の件などで困るのであれば、事務局で別途に関係部署に働きかけてあげるとまで言っていた。従って削除すべき。</p>	<p>当該発言は事務局のものではなく、会員から出されたものです。 懇談会で事務局がお話ししたのは、利便性の改善については玉川学園への編入で解決するものでない旨、ご説明したものです。 また、会議要録は会議の場で会員から出た意見等を記録するものであり、個人的な反論を理由に意見の削除を行うことはできません。</p>
	<p>[結論]としての事務局発言は Gの区域については「第4回の市民懇談会で賛同あり」と報告書に記載すべき。</p>	<p>各会員から出された意見等を踏まえ、結論の修正はいたしません。</p>
	<p>3と4の間に「南大谷地区は第4回懇談会での賛同を得て玉川学園八丁目に編入することとします」を挿入すべきである。</p>	<p>各編入検討区域に関する記述は、別図1に掲載しています。</p>
	<p>別図1のGは第4回懇談会に於て、玉川学園八丁目に編入すべき、と訂正。</p>	<p>第5回市民懇談会の結論を受け、別図1には両論を併記しています。</p>
	<p>町田市町区域の新設に関する市民懇談会開催日程の「検討事項結果」のうち、 ・第5回(6月16日)について「南大谷とする事が適切である」は削除。 ・又、一名の会員から「玉川学園八丁目に編入すべき」という意見と複数の会員から「現状にすべき」とあるが、「複数の会員から南大谷にすべき」は削除。 ・「町名は南大谷となった」だけにすべき。</p>	<p>開催日程は会議要録同様、会議の場で会員から出た意見等を記録するものであり、個人的な反論を理由に意見の削除を行うことはできません。</p>

※いただいたご意見・ご質問等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。

※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。

【その他の意見】

会員	意見
会員⑤	よく、まとまっている。
会員⑥	基本的には、良くまとまっています。
会員⑦	私は玉川学園八丁目の件は、住民の創意が一番大切だと思います。南大谷町名変更には、南大谷の歴史を、無にする事には、反対です。議論する必要がないと思います。
会員⑧	質問・意見は特にありません。ありがとうございました。
会員⑨	特にありません。
会員⑩	特になし。
会員⑪	なし。

※いただいたご意見等を集約しています。文言・表記の統一や要約を行っています。
 ※個人、団体に対する誹謗中傷等は除いています。